

議案第 8 4 号

令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算における資金不足比率を次のとおり報告します。

記

資金不足額	事業の規模	資金不足比率 資金不足額／事業の規模	経営健全化 基準
千円 — (資金剰余額 517,249)	千円 511,282	% —	% 20

備考：資金不足額がないため資金不足比率は、「－」と標記しています。
参考数値として資金不足比率を表示した場合は、「-101.17%」となります。

令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計決算及び資金不足比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 7 年度瑞穂町下水道事業会計決算及び資金不足比率

2 審査期日

令和 8 年 7 月 24 日（金）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及び事業報告書等の決算附属書類について、計数に過誤はないか、経理は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 業務状況

本年度末における処理区域内人口は、前年度と比較して 0.2% 減少し、3 万 1,334 人である。また、年間総処理水量は 386 万 9,052 m³で、前年度と比較し 8.1% 減少している。また、年間有収水量は 355 万 4,169 m³で、前年度と比較し 0.1% の減となっている。

6 予算決算の状況

（1）収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む）

収益的収支決算の状況は、下水道事業収益の予算額 14 億 3,188 万 6,000 円に対し、決算額が 13 億 6,549 万 8,188 円で収入率は 95.4%、下水道事業費用は、予算額 13 億 7,774 万 8,000 円に対し、決算額は 12 億 7,025 万 659 円で執行率は 92.2% である。この結果、収支差引額は、9,524 万 7,529 円の黒字であった。

(2) 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む）

資本的収支決算の状況は、資本的収入は予算額15億6,057万1,000円に対し、決算額が9億919万5,866円で収入率は58.3%、資本的支出は、予算額17億2,441万6,429円に対し、決算額は10億9,446万2,253円で執行率は63.5%である。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,526万6,387円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,469万7,132円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,222万7,326円、減債積立金6,038万9,192円、過年度分損益勘定留保資金1,795万2,737円で補填している。

(3) 企業債の状況

前年度末における企業債の残高は、29億3,582万2,424円であり、本年度中の借入額は5億7,900万円、本年度中の償還額は1億2,574万2,854円であったことから、本年度末における残高は33億8,907万9,570円である。これは、前年度末と比較して4億5,325万7,146円の増となっている。

7 経営成績

(1) 概況

本年度の経営成績（損益計算）は、下水道事業収益が12億8,059万1,339円（営業収益5億1,128万2,323円、営業外収益7億6,930万9,016円）で、対する下水道事業費用は12億4,198万5,543円（営業費用11億7,951万6,859円、営業外費用6,246万8,684円）となり、差し引き3,860万5,796円の黒字である。

(2) 収益及び費用

本年度の下水道事業収益は、12億8,059万1,339円で、その内、経営の根幹を成す営業収益は、5億1,128万2,323円（下水道使用料4億509万4,963円、他会計負担金1億591万7,360円等）で、収益全体の39.9%を占めている。

営業外収益は、7億6,930万9,016円（他会計負担金2億6,986万2,640円、長期前受金戻入4億7,661万7,572円等）となっている。

一方、下水道事業費用は、12億4,198万5,543円で、その内、営業費用は11億7,951万6,859円（管渠費1億9,982万5,184円、業務費1億6,326万4,814円、減価償却費6億4,9

4 2 万 1, 8 2 4 円等) で、費用全体の 9 5. 0 %を占めている。

これに営業外費用 6, 2 4 6 万 8, 6 8 4 円(支払利息及び企業債取扱諸費 4, 5 9 2 万 1, 5 9 2 円等)を加えた下水道事業費用と前述の下水道事業収益との差引額 3, 8 6 0 万 5, 7 9 6 円が当年度純利益となっている。

(3) 下水道使用料の収納状況

現年度分の下水道使用料は、調定額 4 億 4, 5 6 0 万 4, 4 5 3 円に対し、収入済額 4 億 2 8 0 万 8, 8 1 4 円であった。この結果収納率は 9 0. 4 %である。

過年度分については、未収金額 3, 8 6 1 万 3, 8 5 4 円に対し、収入済額は 3, 6 9 1 万 6 9 3 円で収納率は 9 5. 6 %である。令和 7 年度においては、不納欠損額 1 9 万 1, 7 8 2 円により未収入額 1 4 3 万 4, 5 7 6 円である。

8 財産状況

(1) 資産

資産の合計額は 1 5 6 億 3, 2 0 3 万 6 2 6 円で、その内訳は、固定資産が 1 4 8 億 8, 5 9 5 万 3, 8 4 6 円、流動資産は 7 億 4, 6 0 7 万 6, 7 8 0 円となっている。

固定資産は、有形固定資産が 1 4 3 億 2, 8 9 4 万 4, 1 6 6 円、無形固定資産が 5 億 5, 7 0 0 万 9, 6 8 0 円となっており、流動資産は現金・預金が 4 億 3, 8 7 0 万 3, 5 8 9 円、未収金が 2 億 8 1 2 万 9, 9 2 6 円、前払金が 9, 9 2 4 万 3, 2 6 5 円となっている。

(2) 負債・資本

負債の合計は 1 2 8 億 1, 9 1 0 万 7, 6 5 3 円で、その内訳は、固定負債が 3 2 億 6, 4 2 3 万 4, 3 0 5 円、流動負債が 3 億 5, 3 6 7 万 3, 5 4 9 円及び繰延収益が 9 2 億 1 1 9 万 9, 7 9 9 円となっている。固定負債は全額が建設改良費等の財源に充てるための企業債、流動負債は建設改良費等の財源に充てるための企業債が 1 億 2, 4 8 4 万 5, 2 6 5 円、未払金が 2 億 2, 3 8 2 万 2 8 4 円、引当金が 5 0 0 万 8, 0 0 0 円となっている。また、繰延収益は長期前受金が 9 2 億 1 1 9 万 9, 7 9 9 円となっている。

資本金の合計額は 2 6 億 6, 1 7 3 万 6, 8 2 0 円で、その内訳は、固有資本金が 1 9 億 6, 7 9 2 万 9, 4 0 4 円で、繰入資本金が 4 億 3, 5 8 1 万 6, 0 0 0 円で、組入資本金が 2 億 5, 7 9 9 万 1, 4 1 6 円となっている。また、剰余金は 1 億 5, 1 1 8 万 6, 1 5 3 円で、その内、利益

剰余金は9, 899万4, 988円となっている。

9 資金収支状況

本年度のキャッシュ・フローの状況によると、事業本来の業務活動の実施に必要な資金の状態を示す「業務活動によるキャッシュ・フロー」は、減価償却費や長期前受金戻入額などの非現金取引や未収金等の増減を調整した結果、通常の業務活動の実施により現金を収入できている。

将来に向けた運営基盤確立のために行う投資活動に係る資金の状態を示す「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、補助金や負担金の収入があるものの、有形固定資産の取得による支出の増加などにより、21億4, 604万8, 760円の資金減少となっている。

企業債などの借入、返済による収支等資金の調達及び返済を示す「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、企業債による収入により、資金増加となっている。

これにより、本年度は13億7, 092万5, 307円の資金減となり、期首の資金残高18億962万8, 896円を加えると期末時点の資金残高は、4億3, 870万3, 589円となった。

10 総括

瑞穂町下水道事業会計は、将来にわたり安定的に公共下水道サービスを提供していくため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、複式簿記・発生主義に基づく公営企業会計方式へ移行することにより、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営成績や財政状態などの把握・分析が可能となった。

本年度は、3, 860万5, 796円の純利益が計上された損益計算書等を参照する限り、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営健全化における資金不足比率に関する書類提出を6月16日に受けたため、7月24日の決算審査後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

下水道事業においては未普及地域への下水道整備、都市化の進展や浸水被害への対応、施設の老朽化や耐震性などの課題に直面している。地方公営企業会計方式に移行し、今後は財務諸表により明確化された収支や資産、負債の状況を分析し、弾力的に事業運営に反映させることが求められる。企業会計の強みを発揮し、経営の健全化、効率化を図りながら、将来にわたり持続可能かつ健全な経営の実現に向けて継続して取り組まれるよう望む。

令和 8 年 8 月 3 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫